

公示資料②

【別添 1】

コスト指標作成等事業業務規程

(目的)

第1条 この業務規程は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）が行う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第42条における指標作成等業務（以下「コスト指標作成等事業」という。）に関する基本的な事項を定め、もってその事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業運営の基本方針)

第2条 機構は、この事業の公共的重要性にかんがみ、農林水産省その他の関係機関との緊密な連絡のもとに、この事業を能率的かつ効率的に運営するものとする。

(事業の内容)

第3条 機構は、コスト指標作成等事業として、次の業務を行う。

- 一 米の事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表
- 二 米の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供
- 三 前2号に掲げる業務に付帯する業務

(コスト指標作成等委員会)

第4条 機構に、コスト指標作成等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 理事長は、米の生産・集荷、卸売及び小売の各段階を代表すると認められる団体が推薦する者から委員を任命する。
- 3 理事長は、中食・外食及び消費の各段階を代表すると認められる団体が推薦する者及び米の生産・流通に専門的知見を有すると認められる者から委員を任命することができる。
- 4 機構の役職員が委員会の事務局として委員会に参加する。
- 5 委員会の議長及び副議長は、委員の互選により選出する。
- 6 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 米のコスト指標の作成方法
 - 二 前号により作成された毎年度の米のコスト指標の妥当性
 - 三 米の持続的な供給の必要性及び米のコスト指標に対する事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供方策
 - 四 その他コスト指標作成等事業の運営に係る重要事項

- 7 委員会は前項第1号及び第2号の事項を審議する場合は、生産・集荷、卸売及び小売のうち2以上の段階についてそれぞれ各段階を代表すると認められる団体から推薦された委員が参加しなければ開くことができない。
- 8 議長又は副議長が必要と認める者は、委員会に参加することができる。
- 9 国の関係職員及び議長又は副議長が認める者は、委員会にオブザーバーとして参加することができる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、辞任又は任期満了後において、前条第7項に規定する段階の数を欠くこととなる場合には、後任者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(Web会議及び代理出席)

- 第6条 委員は、Web会議システム等（Web会議、電話会議その他の出席者が一同に会すると同等の相互に十分な議論を行うことができる方法による出席をいう。）により出席することができる。
- 2 委員は、委員会に代理を出席させることができる。代理が出席した場合、委員が出席したものとみなす。

(有識者等の招致)

- 第7条 委員は、議長の許可を得て委員会に有識者等を招致し、意見を述べさせることができる。
- 2 有識者の招致に必要な費用は、原則として当該有識者を招致した委員を推薦した団体が負担する。

(委員の報酬等)

- 第8条 委員は、無報酬とする。
- 2 会議の出席に必要な旅費は、必要に応じてそれぞれの委員を推薦した団体が負担するものとする。
 - 3 前2項の規定に依り難い特別な事情があると認められる場合は、支給財源が確保されているときに限り、理事長は委員に報酬及び旅費を支給することができる。この場合、原則として、報酬の額は運営委員の例を勘案して理事長が個別に定め、旅費は原則として実費とする。

(委員会の招集)

- 第9条 委員会の招集は、理事長が行う。

(コスト指標の作成方法等)

第10条 委員会は、米のコスト指標の作成方法等について協議し、合意形成を図る。

- 2 各段階におけるコスト指標の作成方法（コスト指標の作成の基礎となるデータであって、毎年度取得することができないものについての推定方法を含む。）については、各段階を代表すると認められる団体が原案を作成し、委員会において説明を行う。一つの段階を代表すると認められる団体が複数ある場合は、当該複数団体の間で調整を行う。
- 3 コスト指標の作成の基礎となるデータは、国のコスト調査、公的物価統計等を活用することを基本とする。補完調査が必要な場合には、当該補完調査を必要とする段階を代表すると認められる団体が費用を負担して、当該補完調査を実施する。
- 4 コスト指標の作成方法等を変更しようとするときは、前3項の規定を準用する。
- 5 委員会で合意されたコスト指標の作成方法等については、法第42条第2項の申請書に添付して農林水産省に提出する。

（コスト指標の作成）

第11条 前条の規定により委員会で合意された米のコスト指標の作成方法に基づき、各段階を代表すると認められる団体は、毎年度の当該段階に係る米のコスト指標について、公的統計を使用する又は各団体が既存業務の中で把握しているデータ及び国のコスト調査等を活用して必要な資料作成を行い、委員会事務局の機構に提出するとともに、委員会で説明を行う。

- 2 機構は、各段階を代表すると認められる団体から提出された段階ごとの米のコスト指標を集計し、委員会に提出する。
- 3 委員会は、提出された米のコスト指標の妥当性を審議する。

（コスト指標の公表等）

第12条 委員会が前条の規定により委員会に提出された米のコスト指標を妥当と認めた場合は、機構は、当該米のコスト指標を機構のホームページ上で公表する。

- 2 前項の公表に当たって機構は、事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報を併せて提供するものとする。

（議事録の作成）

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

（秘密保持義務）

第14条 委員、機構の役職員その他の指標作成等事業に関与する者又はこれらの者であった者（次項において「関係者」と総称する。）は、コスト指標作成等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 機構は、関係者に対し、前項の趣旨の徹底に努めるものとする。

(委員会運営細則)

第15条 前11条に定める他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、理事長が別に定める。

(区分経理)

第16条 機構は、コスト指標作成等事業に関する収支は、他の事業と区分して整理する。

(コスト指標作成等基金の造成)

第17条 コスト指標作成等事業の安定的な実施に資するため、寄付金等によりコスト指標作成等基金を造成する。

- 2 コスト指標作成等基金は、指定純資産とする。
- 3 コスト指標作成等基金及びその運用益は、コスト指標作成等事業の実施に必要な費用に限り充てることができる。
- 4 コスト指標作成等基金は、銀行又は農林中央金庫への預金により管理するものとする。

(分担金の徴収等)

第18条 機構は、コスト指標作成等事業の実施に必要な費用に充てるため、個別に同意を得て、関係団体から分担金を徴収することができる。

- 2 機構が国の補助金等を活用してコスト指標作成等事業に係る業務を実施する場合には、機構は、当該業務を実施する前に、関係団体との間で、当該補助金等の額が当該業務に必要な経費に満たないこととなった場合には、当該関係団体はその差額を分担金として負担する旨の確認を行うものとする。

(収入が不足した場合の対応)

第19条 第16条のコスト指標作成等事業に係る収支を整理する会計において期末における一般純資産がマイナス残高となるおそれが生じた場合は、理事長は委員会を招集し、対応策の検討を要請するものとする。

- 2 適切な対応策が講じられることその他の理由により前項のおそれが解消されたと認められるまでの間は、機構は費用の支出を伴うコスト指標作成等事業に係る業務の実施を停止するものとする。

(その他)

第20条 この規程の変更は、理事会の承認を得て行う。

- 2 この規程の実施に必要な事項（第15条の委員会運営細則を除く。）については、理事長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和7年10月27日から施行する。ただし、米のコスト指標の作成、公表は機構が法第42条第1項の規定に基づく認定を受けたのちに実施する。
- 2 機構は、公益認定後、法の関係規定の施行日以前においても、この業務規程に基づき、委員会を設置し、コスト指標作成方法等について審議する等、必要な準備作業を進めるものとする。
- 3 この規程施行当初の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和8年度の定時総会終結のときまでとする。
- 4 機構が平成20年度基準により財務諸表を作成している間は、第17条第2項中「指定純資産」とあるのは「指定正味財産」と、第19条第1項中「一般純資産」とあるのは「一般正味財産」と読み替えて適用する。

コスト指標作成等委員会運営細則

(令和7年12月22日制定)

第1条 コスト指標作成等委員会（以下「委員会」という。）の運営については、コスト指標作成等事業業務規程（以下「規程」という。）に規定するもののほか、規程第15条に基づき、この規則の定めるところによる。

（議長）

第2条 委員から互選された委員会議長は、委員会の議事を運営し、会務を代表する。副議長は議長を補佐する。

2 議長の任期は、当該委員の任期終了までとする。

3 議長は個人として委員から互選されており、規程第6条第2項の規定により議長である委員が代理を出席させた場合は、改めて委員から議長を互選する。その場合の議長の任期は当該委員会のみとする。

（傍聴）

第3条 会議は非公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがなく、かつ特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがないと委員全員が認める場合には、議長は、傍聴者について全委員に諮った上で問題がないと認められる者に傍聴を認めることができる。

2 議長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事要旨）

第4条 公正かつ中立な会議運営に支障を及ぼすおそれがなく、かつ特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがないと委員全員が認めた場合には、議事要旨及び会議資料の全部または一部を機構ホームページ上で公表することができるものとする。

（オブザーバー）

第5条 オブザーバーは議長の求めに応じて委員会において報告又は意見を述べるものとする。

（議事）

第6条 委員会は規程に定めるほか、全委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、会議に出席した議長を除く委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

1 この運営細則は、令和7年12月22日から施行する。